有形固定資産及び無形固定資産の売却による収入		290,300
施設費による収入		970,693,000
小計		△ 1,569,950,234
利息及び配当金の受取額		98,247,638
投資活動によるキャッシュ・フロー		△ 1,471,702,596
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー		
大学改革支援・学位授与機構債務負担金の返済支出		△ 363,333,522
長期借入れによる収入		1,045,440,000
長期借入金の返済による支出		△ 842,144,000
リース債務の返済による支出		△ 595,103,278
小計		△ 755,140,800
利息の支払額		△ 49,608,283
財務活動によるキャッシュ・フロー		△ 804,749,083
Ⅳ　資金増加額		3,027,021,261
Ⅴ　資金期首残高		7,152,098,099
Ⅵ　資金期末残高		10,179,119,360

利益の処分に関する書類（案）　（単位：円）

Ⅰ　当期未処分利益		1,041,042,014
当期総利益	1,041,042,014	
Ⅱ　利益処分額		
積立金	0	
国立大学法人法第35条の２において準用する独立行政法人通則法第44条第３項により文部科学大臣の承認を受けようとする額		
教育研究・組織運営改善積立金	1,041,042,014	1,041,042,014

（重要な会計方針）

当事業年度より、国立大学法人会計基準（「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」報告書」（国立大学法人会計基準等検討会議令和６年２月21日改訂））及び「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針」（文部科学省　日本公認会計士協会令和６年６月13日最終改訂）（以下「国立大学法人会計基準等」という。）を適用している。

１．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

⑴　運営費交付金収益

原則として、期間進行基準を採用している。なお、基幹運営費交付金及び特殊要因運営費交付金等については、文部科学省の指定に従い、事項ごとに期間進行基準、業務達成基準及び費用進行基準を採用している。また、プロジェクト研究等の一部については、業務達成基準を採用している。

⑵　授業料収益

期間進行基準を採用している。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用している。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としており、主な資産の耐用年数は以下のとおりである。

建物　　10年～50年
構築物　　５年～60年
工具器具備品　２年～20年

なお、受託研究収入、共同研究収入及び受託事業等収入によって令和４事業年度以前に購入した償却資産については、当該研究等期間を耐用年数とし減価償却している。

また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第78）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（国立大学法人会計基準第86）の減価償却費相当額については、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除して表示している。

⑵　無形固定資産

定額法を採用している。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいている。

３．引当金の計上基準

⑴　賞与引当金及び見積額の計上基準

賞与引当金は、翌期以降の運営費交付金により財源措置されない教職員への賞与の支払いに備えるため、当該教職員に対する賞与支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上している。

なお、資本剰余金を減額したコスト等の注記における賞与引当増加相当額は、当事業年度末の賞与引当相当額から前事業年度末の同相当額を控除した額を計上している。

⑵　退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

運営費交付金により財源措置がなされない教職員に対する退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき退職給付引当金を計上している。

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準を適用している。

過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により費用処理している。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしている。

上記以外の教職員に係る退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上していない。

なお、資本剰余金を減額したコスト等の注記における退職給付引当増加相当額は、国立大学法人会計基準第83に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しており、この当期増加相当額には、国又は地方公共団体からの出向職員に係る当期増加見積額1,194,509円も含まれている。

⑶　徴収不能引当金の計上基準

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

４．有価証券の評価基準及び評価方法

⑴　満期保有目的債券

償却原価法（定額法）

⑵　その他有価証券

移動平均法による原価法